

議員提出議案第 2 号

パーティー券収入不記載問題について国民への説明責任を果たすこと、
金権腐敗政治を防ぐ厳格な法整備を求める意見書

このことについて、次のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

提出者	三朝町議会議員	遠 藤 勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	森 貴美子
賛成者	三朝町議会議員	山 口 博
賛成者	三朝町議会議員	藤 井 克 孝
賛成者	三朝町議会議員	松 原 成 利
賛成者	三朝町議会議員	小 椋 泰 志

パーティー券収入不記載問題について国民への説明責任を果たすこと、
金権腐敗政治を防ぐ厳格な法整備を求める意見書

政治資金パーティー裏金疑惑は、パーティー券収入を政治資金収支報告書に記載していなかった。

政治資金規正法の第 1 条においては「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と定めている。

しかし、法律に定められているにも関わらず、収支報告書への不記載や虚偽記載がされたことは、国民の知る権利の侵害になり、国会議員としての説明責任を果たしていないといえる。議員は政治資金収支報告書への記載を徹底し、収支報告の適正さの確保及び透明性を図り、国民への説明責任を果たすべきである。

また、現在の法律ではパーティー券のような政治資金の抜け道がある。金権腐敗問題を防ぐためにも、厳格な規制が行える法制度の整備を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

鳥取県東伯郡三朝町議会